



2022年5月13日

各 位

会社名 三井化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 修
(コード番号: 4183、東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 井上 純一
(TEL 03-6253-2100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の当社第25期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条について事業目的の変更を行う。
- (2) 長期経営計画「VISION 2030」にて当社が追求する変革に必要なDXの推進に向けたITインフラの高度化・充実化を図り、更に、新型コロナウィルス感染症流行を契機として常態化したテレワークや多様な働き方を踏まえた「新しい働き方」の実現を目指して、本店を移転するため、現行定款第3条（本店）に定める本店所在地を東京都港区から東京都中央区に変更する。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることに伴い、所要の変更を行う。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日
定款変更の効力発生日 2022年6月24日

以 上

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (16) (条文省略) ＜新設＞ (17) 前各号の事業に関するコンサルティング及び発明・ノウハウ等の技術情報の調査、売買、供与 (18) 前各号の事業に附帯関連する事業 (本店) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第1章 総則 (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (16) (現行どおり) (17) <u>工業デザインモデルの企画、設計、製造、解析、評価、商品開発、その他の工業製品の開発支援業務</u> (18) 前各号の事業に関するコンサルティング及び発明・ノウハウ等の技術情報の調査、売買、供与 (19) 前各号の事業に附帯関連する事業 (本店) 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。以下同じ。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、当該事項を記載又は表示した株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類を、株主に対して提供したものとみなすことができる。 ＜新設＞	第3章 株主総会 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に、記載することを要しないものとする。 ＜削除＞ (電子提供措置等)

< 新 設 >

< 新 設 >

< 新 設 >

附則

(効力発生)

第1条 定款第3条（本店）の変更は、2023年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、本店移転日の効力発生日経過後、削除する。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。